

◎佐賀県条例第7号

佐賀県公告式条例の一部を改正する条例

佐賀県公告式条例（昭和25年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（規則に関する準用）</u></p> <p>第3条 前条の規定は、<u>規則にこれを準用する。</u></p> <p>（<u>規程の公表</u>）</p> <p>第4条 <u>規則を除くほか、知事の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入して、知事印を押さなければならない。</u></p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。</p> <p>（<u>その他の規則及び規程の公表</u>）</p> <p>第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人規則その他県の機関の定める規則で、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、<u>第2条中「知事」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 第4条の規定は、<u>県の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名」と、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第3条 削除</p> <p>（<u>規則の公布及び規程の公表</u>）</p> <p>第4条 <u>規則を公布しようとするとき、又は知事の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入して、知事印を押さなければならない。</u></p> <p>2 第2条第2項の規定は、<u>前項の規則及び規程にこれを準用する。</u></p> <p>（<u>その他の規則及び規程の公表</u>）</p> <p>第5条 前条の規定は、議会の会議規則、傍聴人規則その他県の機関の定める規則及び県の機関の定める規程で、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、<u>同条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「知事印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。